

建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律  
第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務審査料金規則

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「当財団」という。)が建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務に係る審査料金(以下「技術的審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第19条に規定する技術的審査料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表に掲げるとおりとする。

(技術的審査料金の納入)

第3条 依頼者は、技術的審査料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(技術的審査料金を減額するための要件)

第4条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 技術的審査依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (3) あらかじめ財団が定める日又は期間内に評価依頼を行ったとき。

(技術的審査料金を増額するための要件)

第5条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める技術的審査料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと当財団が判断したとき。

(技術的審査料金の返還)

第6条 納入した技術的審査料金は、返還しない。ただし、当財団の責に帰すべき事由により技術的審査業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則)

この規則は平成28年4月1日より施行する。

別表1 住宅の技術的審査料金

(い) 建て方	(ろ) 適用範囲等	(は) 金額(円)※ <sup>1</sup>	
一戸建ての住宅	—	30,000	
共同住宅 (住戸)	基本料金	500×住戸数	
	住戸部分	25,000×プラン数	
共同住宅 (共用部)※ <sup>2</sup>	空調設備無し	5,000㎡以下の建築物	50,000
		5,000㎡を超える建築物	100,000
	上記以外	5,000㎡以下の建築物	80,000
		5,000㎡を超える建築物	150,000
<p>※1 当財団に、建築確認申請、住宅性能評価、長期優良住宅認定に係る技術的審査もしくは低炭素建築物認定に係る技術的審査等を併せて申請する場合、(は)欄に定める金額を割引くことができる。</p> <p>※2 非住宅用途を有する場合、当該部分は別表2による。また、宿泊の用途に供するゲストルームは住戸として取扱うこととする。</p>			

別表2 非住宅の技術的審査料料金

(い) 用いる評価手法	(ろ) 適用範囲等	(は) 金額(円)※ <sup>1</sup>
通常の数算法 (標準入力法及び主要室 入力法)	2,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物	150,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以下 の建築物	250,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下 の建築物	350,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以下 の建築物	400,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超える建築物	別途見積りによる
モデル建物法※ <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物	90,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以下 の建築物	120,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下 の建築物	150,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超える建築物	200,000
<p>※<sup>1</sup> 当財団に建築確認申請を併せて申請する場合、規模等に応じ(は)欄に定める金額を割引くことができる。</p> <p>※<sup>2</sup> モデル建物法による申請において、2を超える用途が複合する場合は(は)欄に定める金額を1.5倍した金額を評価料金とする。</p>		

(別表1、別表2 共通事項)

- 1 財団が技術的審査を行った建築物の計画変更により再評価する場合には、表中の金額をもとに、変更内容に応じてその都度見積ることとする。
- 2 改修前後の技術的審査を行う場合は、1.5倍を乗じた技術的審査料金とする。